

## 棚田地域振興法施行2年を踏まえた 今後の取組方向に関する提言

令和3年6月8日  
自由民主党  
棚田支援に関する  
プロジェクトチーム

息をのむほど美しいと言われる我が国の原風景であり、貴重な財産である棚田は、中山間でも特に厳しい条件の下にあり、過疎化、高齢化の中で、今まさに、存続の危機にある。こうした中、これまでのように棚田のみに着目した対策でなく、棚田を有する棚田地域を対象に関係府省庁の横断的な支援を総合的かつ迅速に講じていくこととしたのが、一昨年成立した棚田地域振興法であり、同法は、棚田、そして棚田地域を、「何が何でも守る」という国家の強い意志を示したものである。

我々、自由民主党棚田支援に関するプロジェクトチームは、棚田地域振興法の立法過程から積極的に検討を進め、法案提出から成立に至るまで主導的な役割を果たしてきた。そして、一昨年8月に棚田地域振興法が施行されて以降、これまで7回会合を開催し、棚田地域振興法の施行後の状況や取組を関係府省庁から5回ヒアリングを行った。また、現場で棚田地域振興に取り組まれている地方公共団体や指定棚田地域振興協議会から棚田地域（5地域）の現状と課題のヒアリングを精力的に行ってきました。

法施行後現在まで、指定棚田地域として642地域を指定するとともに、指定棚田地域振興活動計画を131計画認定するに至り、全国的に広がりを見せている。棚田地域振興法が制定されたことを契機として、政府の働き掛けと、地域住民の熱意、そして保全活動を支える国民の支援により、存続の危機にある我が国の財産である棚田に今、保全の機運が徐々に盛り上がりつつある。

昨今のコロナ禍において、交流人口の減少など逆風もあるが、現場での機運の高まりと期待を受け止め、棚田地域の振興に、組織の縦割りを排除して、関係府省庁が連携して、政府一丸となって取り組むことが必要である。

このため、更なる支援の充実に向けて、棚田支援に関するプロジェクトチームとして、政府に対し以下、提言する。

## 記

### 1 棚田地域の振興活動経費支援（中山間直接支払制度の充実）

棚田地域の振興を担う現場では、ブランド米の販売や観光販売などの取組が各地で見られるが、特に傾斜1/10以上の棚田については、石垣も見られ、既存の収益や助成だけでは棚田保全に必要な活動経費を補うに限界がある。

このため、「超急傾斜地農地保全加算」と「棚田地域振興活動加算」とを現場の実情に応じて一体的に措置できるよう検討すべきである。

また、支援に当たっては、どんな地域でも失敗を恐れずに挑戦できる仕組みとすることが重要である。

### 2 棚田地域振興コンシェルジュ支援の充実

市町村含め指定棚田地域振興協議会だけの努力では、指定棚田地域振興活動計画の策定等を行うことが困難な地域には、地域に寄り添った政策アドバイスが求められている。

このため、棚田地域での振興活動を支援する国の棚田地域振興コンシェルジュについて、その一層の活用を促すべく、地方公共団体に制度を周知すべきである。同コンシェルジュは、都道府県、市町村との連携を一層強化し、関係府省庁の支援策全般にわたる助言に努め、自ら足を運び支援活動を行うなど、プッシュ型の支援を積極的に行うべきである。

### 3 交流・関係人口の創出・拡大支援

棚田の有する景観、文化、教育的価値から、多くの地域で観光や棚田オーナー制などを通じた外部との交流が見られ、これらは地域の所得増、活性化、将来の担い手確保の観点から重要な取組となっている。

このため、棚田地域を支える新たな動きや活力の創出に多様な形で関わる農的関係人口の創出・拡大を図るとともに、地域の支えとなる人材のすそ野を拡大する施策の更なる展開が必要である。具体的には、都市住民の多様な関わり方に対応した農村への受入れ等を引き続き支援し、地域おこし協力隊制度や特定地域づくり事業協同組合制度の活用など支援策の充実を図るべきである。

### 4 棚田地域の生活環境支援

棚田地域は、農業生産活動の場であると同時に、保全活動を行う地域住民の生活の場でもあり、両方の視点が棚田の振興には重要である。

このため、棚田の保全管理・活用や地域振興と併せて、買物・子育て・教育等地域のコミュニティの維持に資するサービスの提供や地域内外の若者等の呼び込みを行う農村地域づくり事業体（農村RMO）\*の形成について、地域づくりに係る人材、ノウハウに関する支援を充実すべきである。加えて、生活インフラはもとより、地域医療や生活交通等のネットワークにも配慮した、棚田地域に人が住み続けられるための条件整備を行うべきである。

\* RMO : Region Management Organization（地域運営組織）

### 5 ポスト“棚田百選”の選定等優良事例の横展開

今後、更に多くの地域で棚田地域振興法を受けた指定棚田地域振興活動計画が策定され、棚田地域に関する諸取組の実施が期待されている。

活動計画の策定に際しては、他の地域の優良な取組が参考になる

ことから、指定棚田地域振興協議会立ち上げの過程や活動計画の内容に係る優良事例の更なる充実と、効果的な横展開を図るための仕組みについて検討すべきである。

また、「棚田百選」が選定されて20年経過し、その間耕作放棄された地域もある一方、棚田地域振興法も成立し、全国各地の棚田地域で新たに様々な工夫・知恵を出して振興活動に取り組む地域も見られる。この際、これら頑張る地域を応援し、その様な事例の横展開を図るとともに、棚田の価値を広く国民の中で共有するため、ポスト“棚田百選”として頑張っている地域を幅広く選定するなど、それら地域の顕彰を含めた機運醸成や周知の在り方について検討すべきである。

## 6 コロナ禍における新しい動きをチャンスに

コロナ禍において、棚田地域においてもイベント開催が見送られ、交流人口・関係人口の減少が懸念される一方で、全国的には、デュアルライフ、テレワーク、ワーケーションなどの新しい動きが見られるところである。

この様な新しい動きを逃すことなく、ピンチをチャンスに変えるため、関係人口の創出拡大、移住促進など地方創生に資する関係府省庁の諸施策との連携を図りながら棚田地域の振興に取り組むなど、政府一体となって支援策の充実を図るべきである。

以上